

令和6年度千葉県人権ユニバーサル事業委託仕様書

1 適用範囲

本仕様書は、千葉県（以下「県」という。）が発注する「令和6年度人権ユニバーサル事業」を受託する者（以下「受託者」という。）の業務についての主要事項を示すものである。

この仕様書は事業の大要を示すものであるから、これに定めのない事項であっても県が必要と認め、指示する事項については、受託者はこれを行わなければならない。

2 事業の目的

「人種・障害の有無などの違いを理解し、自然に受け入れ、互いに認め合う共生社会」、いわゆる「人権ユニバーサル社会」を実現し、これを未来へつなげていくため、特に外国人、障害のある人、性的少数者の人権に関して重点的に啓発活動を実施する。

3 事業の内容

次の（A）～（C）のいずれかをテーマとする、参集型交流イベント、講演会、研修会、シンポジウム等の人権啓発活動事業（以下「千葉県人権ユニバーサル事業」という。）の企画・運営

（A）外国人に関する人権

多様な主体が互いに連携し、支え合う共生社会を実現するため、文化、言語、宗教、生活習慣等の違いを正しく理解し、これらを尊重することの重要性について認識を深める。

（B）障害のある人に関する人権

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の趣旨を踏まえ、障害の有無にかかわらず、誰もがお互いの人権を尊重し合うことの重要性について認識を深める。

（C）性的少数者に関する人権

「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」の趣旨を踏まえ、性的少数者に対する偏見や差別を解消し、それぞれの人の生き方を尊重することの重要性について認識を深める。

4 委託業務内容

千葉県人権ユニバーサル事業の企画・運営

（下記のいずれも、令和6年度千葉県人権ユニバーサル事業委託に係るプロポーザルの実施に際し、提出された企画提案書に基づき実施する。）

- （1）日程並びに会場の設定
- （2）内容の企画及び出演者の選定・手配、連絡調整（日程調整、講座内容や資料の調整、講座当日の対応など。）
- （3）会場の準備・設営（必要な設備、必要な設定、資料等必要物品の準備・搬入、

- 設備の動作、会場の後片付けなどを含む。)
- (4) 参加者の募集、参加申込みの受付及び取りまとめ
 - (5) 手話通訳及び要約筆記を配置する際の手配
 - (6) 当日の受付業務、司会進行の運営
 - (7) アンケート実施による効果検証及び提出
 - (8) 事業実施後の実績報告書の作成

5 履行期限

令和7年3月14日（金）

6 事業実施に当たっての留意事項

- (1) 本事業の広報については、県と受託者が連携して行う。
- (2) 出演者を選定するに当たっては、内容に関する専門的な知識及び経験を有する者を選定すること。
- (3) 本事業の実施に当たっては、出演者等による第三者への権利侵害等が生じないよう留意すること（別添「千葉県の人権啓発事業を受託するに当たり依頼する講師・著者等の皆様へお伝えいただきたいこと」参照）。
- (4) 会場は千葉県内とし、会場使用料（付帯設備費を含む。）は、受託者が負担するものとする。また、次のア及びイを踏まえ会場を選定すること。
 - ア 原則として公共施設を利用することとし、これにより難しい場合にのみ民間施設を利用すること。
 - イ 対象者が参加しやすいよう、できるだけ公共交通機関を利用しやすく、かつ最寄り駅からのアクセスが便利であること。
- (5) 必要に応じ手話通訳や要約筆記を配置する、字幕を入れるなど、障害のある人に対する情報保障を図ること。
- (6) 事業実施後にアンケートを行うなど、事業の効果を検証すること。
なお、アンケート内容については、県が示した項目を含むこと。
- (7) 業務の遂行や経費に際しては県と十分に協議するものとし、進捗状況について適宜連絡を行うこと。

7 実績報告書の提出

事業実施後の30日以内に、実績報告書を県に提出すること。

8 特記事項

- (1) 本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合には、県と協議すること。
- (2) 受託者は、業務の処理上知り得た情報（個人情報を含む）を、他に漏らしてはならない。
- (3) 個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

千葉県の人権啓発事業を受託するに当たり依頼する講師・著者等の皆様へお伝えいただきたいこと

1 本事業の目的

人権を尊重し合う社会を実現するためには、人権に関する基本的な知識の習得のみならず、生命の尊さ・大切さや、自分がかげがえのない存在であると同時に他の人もかけがえのない存在であること、他の人との共生・共感の大切さを真に実感できるように、県民一人ひとりの人権意識を高め、人権への理解を深めていく必要があります。

そこで、上記理念を実現するために、本事業を実施するものです。

2 留意事項

県が行う人権啓発としてふさわしく、多くの人に関心と熱意を持って取り組める内容となるよう御協力をお願いいたします。また、下記事項に特に御留意くださるようお願いいたします。

ア 人権啓発としてふさわしい内容とし、公平性・中立性を損なう内容や政治・宗教活動と誤解されるような内容としないこと。

⇒様々な意見があることに鑑み、特定の個人や団体等に対する批判につながる内容はお避けください。

イ 制作物に関しては著作権法（昭和45年法律第48号）に抵触しないようにすること。

⇒他者の論文・記事等を引用する場合には、出所を明示してください。

ウ 様々な人権課題における当事者等に不利益をもたらすような内容としないこと

⇒個人が特定されるような内容や特定の個別の事例を本人の許可なく使用しないでください。

(例)

- ・性的少数者についてアウティングを伴う内容となること
 - ・被差別部落について当該地域等が特定されるような内容となること
- 等